

山梨県労働基準協会連合会における 新型コロナウイルス感染症防止対策 (オミクロン株対応編)

当会では、各種講習会の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止対策として以下の措置を講じています。

1. 原則として1テーブル1名での受講
(ただし、会場における基準の範囲内で増員することもあり)
2. 常態的な換気
(冷暖房時においても窓の一部開放、ドアの継続的開放)
3. セルフチェックシートの記入および提出による体調確認
4. 入場時の体温チェック
5. 入場時のアルコール消毒
6. アルコール消毒スプレー等の会場内常設
7. 会場内での指定マスクの着用
 - ・新型コロナウイルス オミクロン株が流行中は、当面の間、感染防止の更なる徹底を図るため、
重松製作所製 DD02-N95-2Kマスク (N95規格品：
医療機関において感染防止対策用のマスクとして使用されているもの) を配付し、着用していただきます。
8. 討議形式の場合には、フェイスシールドの着用
9. 講義の必要により、使い捨て手袋の使用
10. 講師用の演壇ヘスクリーンの設置
11. 会場の喫煙所の使用禁止
 - 喫煙所では、ノーマスクで密の状態になりやすく、感染力の強いオミクロン株では無防備の状態になるため、御協力をお願いします。

などにより3密の回避等を行うとともに、感染防止対策を講じています。

なお、机、イス等の消毒については会場管理者側にて実施しています。